

第 3 5 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 5 年 1 1 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和5年11月27日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、第35回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第4 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の取下願について |
| 日程第5 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について |
| 日程第6 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 日程第7 | 非農地証明願について |
| 日程第8 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第10 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |

1、出席委員

1 番	平井 博	2 番	長田 幸浩	4 番	長田 克美	5 番	大友 信由
6 番	渡邊 等	7 番	猪股 政一	8 番	郡山 正志	10 番	八巻 文彦
11 番	宮部 淳子	12 番	木皿 清	13 番	菅井 武雄	14 番	吉田 俊美

2、欠席委員

3 番	佐藤 勲	9 番	菅原 龍也
-----	------	-----	-------

3、農地利用最適化推進委員

なし

4、事務局職員

事務局長	渡辺 多恵子	係長	橘川 麻美	主事	佐々木 常行
------	--------	----	-------	----	--------

1、同日午後1時30分開会

- 議 長 　　ただいまから、第35回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は12名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
- 議 長 　　日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）
- 議 長 　　挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 議 長 　　日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、2番長田幸浩委員、6番渡邊等委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
- 議 長 　　日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 渡 辺 局 長 　　議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、1件受理いたしております。内容につきましては、相続による所有権の移転でございます。なお、こちらの届出の受理は、市農業委員会規程により事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
（挙手なし）
- 議 長 　　ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議 長 　　日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の取下願について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
- 渡 辺 局 長 　　議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の取下願について、1件受理いたしております。去る令和5年3月7日付けで受理いたしました宅地造成のための転用届について、転用の工事完了前に売買することとなったため、農地法5条の規定による届出に変更するものです。なお、変更後の届出については、次の報告第3号において報告いたします。以上でございます。

議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
渡	辺 局 長	議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、1件受理いたしております。転用目的は、譲受人の自宅兼事業所の建設で、権利関係は、売買による所有権移転でございます。市街化区域内の農地に係る転用の届出であり、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
渡	辺 局 長	議案書の4頁から6頁をご覧ください。報告第4号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、5件受理いたしました。いずれも双方の合意による解約です。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。
議	長	日程第7、報告第5号 非農地証明願について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
渡	辺 局 長	議案書の7頁をご覧ください。報告第5号、非農地証明願について、1件受理いたしております。当該土地は、市街化区域内にあり、以前、駐車場および資材置場として転用の届出のうえ転用していましたが、地目の変更を行っていなかったものです。事務局において調査の結果、平成14年9月2日付けで転用届が提出されていたことを確認いたしました。非農地証明願の受理および証明につきましては、農業委員会規程による事務局長専

決事項となっておりますことから、非農地証明を交付したものでございます。以上でございます。

議長 長 ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議長 長 ないようですので、報告第5号を終了いたします。

議長 長 日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。それでは、担当委員から説明願います。

渡 邊 委 員 去る11月13日、私と猪股委員、八巻委員、事務局1名で、借受人の●●●●さんと面談を行いました。内容は、使用貸借による権利の変更です。土地の所在は、南長谷字京907、地目は田、面積は9,202㎡。字武隈812、田、1,818㎡。小川字百苺370-4、田、3,387㎡。計14,407㎡です。貸付人は、●●●●さんの父親の●●●●さんです。理由は、●●●●さんが高齢のため、●●さんが借受けを希望し、貸付人の希望により貸付けることとなったものです。同居しているようなので特段問題はないと思うのですが、委員の皆さんのご審議をお願いいたします。

議長 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議長 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について、番号1については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員であります。続きまして、番号2の説明をお願いします。

八 巻 委 員 はい。それでは同じく8頁、2番のものです。早股字新小林234、畑、面積は518㎡。譲渡人は●●●●さん、譲受人は●●●●●さん、同じ町内の方です。内容は、●●さんが耕作をしないということで、隣接している●●●●さんに譲渡するということになりました。現場については位置図の5頁をご覧ください、具体的には6頁になります。左側にあるのが県道亘理塩釜線です。そこから東に行きまして、真ん中のところが518㎡という細長い土地です。隣の土地が、●●●●さん所有の土地になります。確認したところ特段問題ないと思っておりますので、皆様のご審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について、番号2について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	日程第9、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、担当委員から説明願います。
猪 股 委 員		農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、説明いたします。所在地は北長谷字堤上 115 - 30、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は 280 m ² 。もう一筆は、北長谷字堤上 115 - 31、地目が田、現況は畑、面積は 383 m ² 。合計が 663 m ² です。申請人は、●●●●さんです。申請地は、位置図の7頁と8頁をご覧ください。改善センターの前を南に向かって、最初の十字路を西に向かって突き当りの土地が該当の土地です。現況は、1 m ぐらいの南蛮が植えられています。位置図の写真、当該地の西側と南側が少し高くなっていて、東の道路側は、側溝が入っており低くなっている。その為、盛り土をしたいという内容です。西側の隣家の土地と、1.2m ほど低くなっている今の状況では、南蛮は作れますが、大根や白菜などはなかなか作れないため、盛り土をするようです。盛り土をする際は、西側と南側は高くなっている為、法面はいらないので、東側と北側に 60 cm のステップをつけて 3 割勾配の法面を作る予定です。排水については、暗渠を作る予定です。理由は、現地調査をしてみて、竹がたくさん入っている。まずは竹をやって、暗渠を作る。東側と北側が崩れないように勾配を緩やかにして、側溝に流れないように、自然排水になるそうです。申請人と話をして、近隣に民家もないので大丈夫ではないかを見てまいりましたので、ご審議のほどお願いいたします。以上です。
議	長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
平 井 委 員		説明を聞いて、1 m ぐらいの盛り土をすることで、利用しやすくするのだと理解しました。そこでこの図面を見ると、左側の建物は農地ですか、雑種地ですか、全然関係ない人なのですか。
猪 股 委 員		関係ないところです。
橋 川 係 長		左側の土地は関係ないところで、地目は確かではないのですが、雑種地

		か宅地になっています。田や畑ではないです。
平井委員	員	雑種地。分かりました。
議	長	他にございませんか。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり承認相当として県に進達することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり承認相当として県に進達することに決しました。
議	長	日程第10、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、担当委員から説明願います。
八巻委員	員	はい。それでは、資料の10頁をご覧ください。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてということで、申請地は、早股字新寺前298-2と299-1、面積は2筆で3,109㎡です。貸付人が●●●●さん、借受人が●●●●さん、転用目的は砂採取です。また面積を拡大するということで、位置図は9頁と10頁です。岩沼市の斎場の東側にあります。現在採取している東側を、さらに掘るということでした。隣接地帯については、境界から2m以内のところから採取するというので、お話をいただいております。特段問題はない、申請に基づいた内容でしたので、ご審議をいただきたいと思っております。以上です。
議	長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり承認相当として県に進達することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり承認相当として県に進達することに決しました。

議

長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第35回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。

(一同 礼)

午後1時55分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 2番 _____

委員 6番 _____